

本県における豚流行性下痢（PED）を疑う事例の発生について

4 月 14 日(月)未明、豚流行性下痢（PED）を疑う事例が確認されたので、概要をお知らせします。

記

1 疑い事例の概要

- (1) 飼養農場 : 県南地域の養豚場 1 戸 (17,110 頭飼養)
- (2) 症 状 : 繁殖母豚 10 頭 (下痢)
哺乳子豚 1,080 頭 (下痢、嘔吐、うち死亡 20 頭)

2 経 緯

- (1) 平成 26 年 4 月 13 日 (日) 14 時、県南家畜保健衛生所が、当該農場から下痢等の症状がある旨の通報を受理。
- (2) 同日 16 時、同所が病性鑑定材料を採取し、中央家畜保健衛生所に搬入。
- (3) 簡易検査 (遺伝子検査) を実施し、14 日 (月) 未明、6 頭中 6 頭で PED ウイルスを確認。

3 これまでに行った措置等

- (1) 当該農場に対し、豚舎消毒など、まん延防止措置の徹底、豚の移動自粛を要請済み。
- (2) 肥育豚の出荷先であると畜場に、当該農場から、当面、出荷を自粛する旨連絡済み。
- (3) 発生農場を除く全養豚場 (153 戸) 及び畜産関係者に対し、発生事例の概要と豚舎消毒等の侵入防止対策の徹底について周知、指導するとともに、併せて、本病を疑う豚がいないことを確認中。

4 今後の対応

- (1) 県内養豚場における異状の有無を継続的に監視。
- (2) 中央家畜保健衛生所における確定診断 (免疫組織学的検査) は、4 月 17 日 (木) 12 時頃の見込み。

5 その他

- (1) 豚流行性下痢は、ウイルスにより主に下痢を起こす伝染病で、人には感染しない。
- (2) 平成 25 年 10 月以降、全国で継続発生中 (4 月 14 日現在、32 県で 313 件 (本県含む) の発生)。本県では、平成 8 年に 5 農場 14,641 頭で確認されて以来の発生。
- (3) 農場等での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、決して行わないようお願いいたします。

担当 (連絡先)

畜産課 振興・衛生担当

千葉、高橋、本波

電話 019-629-5729

